

No. 28

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
田原市	上下水道部 下水道課	0531-23-3571	直 通	0531-22-3184
住 所	〒441-3492 田原市田原町南番場30-1		担当者氏名	小久保乃衣美
U R L	http://www.city.tahara.aichi.jp/	E-mail	gesui@city.tahara.aichi.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域
5 人 槽	332,000	—
7 人 槽	414,000	—
10 人 槽	548,000	—

(2) [令和4年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合 計
4	2	1					7

前年度実績基数 (10基)

(3) [補助対象地域]

- ・次に定める区域を除く地域
- ①下水道法に基づく公共下水道事業認可区域
- ②農業集落排水事業整備区域 (事業採択区域を含む)
- ③その他市長が指定する地域 (臨海工業地域ほか)

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽 浄化槽法 (昭和58年法律第43号) 第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②専用住宅 居住を目的とした住宅又は居住の用に供する部分と事務所、店舗その他これに類するものに供する部分とが併用されている住宅 (居住の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③市税を滞納している者
- ④既に浄化槽を設置している者で、その付け替えとして浄化槽を設置するもの
- ⑤要綱に基づき、過去に補助金の交付を受けた者
- ⑥11人槽以上の浄化槽を設置する者
- ⑦その他市長が不適当と認めた者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書 (浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令 (昭和60年厚生省、建設省令第1号) 様式第1号) の写し又は確認済証 (建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第5号様式) の写し
- ②設置場所の案内図及び排水経路図
- ③事業費見積書の写し、仕様書、カタログ及び図面
- ④国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C票)
- ⑤専用住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書
- ⑥市税を滞納していないことを証する書類
- ⑦その他市長が必要と認める書類

※建売住宅において、購入者未定のまま工事施工を行い、その後建売住宅を購入する者が補助金の交付を受けようとする場合は別途手続きが必要である

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：補助金にかかる事業完了後速やかに提出。最終提出日は当該年度の3月31日 (この日が田原市の休日定める条例に定める市の休日に該当するときは、同日以前の最後の市の休日でない日) とする
 - ①補助金に係る経費の請求書の写し及び領収書の写し
 - ②浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (補助金を受けようとする者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)
 - ③浄化槽法定検査依頼書の原本及び領収書の写し
 - ④工事施工の写真
 - ⑤工事担当浄化槽設備士の証するチェックリスト
 - ⑥その他市長が必要と認めるもの
- ※浄化槽設置済みの建売住宅を購入した者は別途手続きが必要である